

## 入間市手数料条例等の一部を改正する条例 改正要旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、次の改正を行います。

- ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、建築行為を伴わない既存住宅に対する長期優良住宅の認定制度が創設されることに伴い、当該認定申請等の手数料を定めます。
- ② 建築基準法の一部改正に伴い、条文中に引用する同法の項ずれを改めます。
- ③ 入間市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第26号）において、長期優良住宅建築等計画の認定申請等に係る経過措置について定めた附則の規定を削ります。

※手数料の額は、近隣市も同様の見直しを予定しています。

施行日 ①令和4年10月1日

②公布の日

③令和5年2月20日